

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【公開番号】特開2014-59553(P2014-59553A)

【公開日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-017

【出願番号】特願2013-169467(P2013-169467)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/30	(2006.01)
H 0 1 L	29/786	(2006.01)
H 0 1 L	21/336	(2006.01)
H 0 1 L	21/28	(2006.01)
G 0 2 F	1/1339	(2006.01)
G 0 2 F	1/1368	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/04	(2006.01)
H 0 5 B	33/22	(2006.01)
H 0 5 B	33/14	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/30	3 0 9
H 0 1 L	29/78	6 1 8 B
H 0 1 L	29/78	6 1 9 A
H 0 1 L	29/78	6 2 6 C
H 0 1 L	21/28	3 0 1 R
G 0 2 F	1/1339	5 0 5
G 0 2 F	1/1368	
G 0 9 F	9/30	3 3 8
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/04	
H 0 5 B	33/22	Z
H 0 5 B	33/14	Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月18日(2016.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板と、

前記第1の基板上のトランジスタと、

前記トランジスタ上の有機絶縁膜と、

前記有機絶縁膜上の表示素子と、

前記表示素子上の第2の基板と、を有し、

前記トランジスタは、

ゲート電極と、

チャネル形成領域を含む金属酸化物と、

前記ゲート電極と前記金属酸化物との間に窒素を含む第1の無機絶縁膜と、
前記金属酸化物と電気的に接続するソース電極及びドレイン電極と、を有し、
前記ソース電極又は前記ドレイン電極は、前記表示素子と電気的に接続され、
前記トランジスタを囲むように枠状に、前記第1の基板と前記第2の基板とを貼り合せるシール材が配置され、

前記シール材は、前記第1の向き絶縁膜と接し、且つ、前記有機絶縁膜の端部側面の外側に位置することを特徴とする表示装置。

【請求項2】

第1の基板と、
前記第1の基板上のトランジスタと、
前記トランジスタを覆う窒素を含む第1の無機絶縁膜と、
前記第1の無機絶縁膜上の有機絶縁膜と、
前記有機絶縁膜上の表示素子と、
前記表示素子上の第2の基板と、を有し、
前記トランジスタは、
ゲート電極と、
チャネル形成領域を含む金属酸化物と、
前記ゲート電極と前記金属酸化物との間にゲート絶縁膜と、
前記金属酸化物と電気的に接続するソース電極及びドレイン電極と、を有し、
前記ソース電極又は前記ドレイン電極は、前記表示素子と電気的に接続され、
前記トランジスタを囲むように枠状に、前記第1の基板と前記第2の基板とを貼り合せるシール材が配置され、
前記シール材は、前記第1の向き絶縁膜と接し、且つ、前記有機絶縁膜の端部側面の外側に位置することを特徴とする表示装置。

【請求項3】

第1の基板と、
前記第1の基板上のトランジスタと、
前記トランジスタ上の有機絶縁膜と、
前記有機絶縁膜の端部側面及び上面を覆う窒素を含む第1の無機絶縁膜と、
前記第1の無機絶縁膜上の表示素子と、
前記表示素子上の第2の基板と、を有し、
前記トランジスタは、
ゲート電極と、
チャネル形成領域を含む金属酸化物と、
前記ゲート電極と前記金属酸化物との間にゲート絶縁膜と、
前記金属酸化物と電気的に接続するソース電極及びドレイン電極と、を有し、
前記ソース電極又は前記ドレイン電極は、前記表示素子と電気的に接続され、
前記トランジスタを囲むように枠状に、前記第1の基板と前記第2の基板とを貼り合せるシール材が配置され、
前記シール材は、前記第1の向き絶縁膜と接し、且つ、少なくとも一部又は全部が前記有機絶縁膜と重なることを特徴とする表示装置。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか一項において、
前記シール材に、ガラスを用いることを特徴とする表示装置。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項において、
前記第2の基板は、窒素を含む第2の無機絶縁膜を有し、
前記シール材は、前記第2の無機絶縁膜と接することを特徴とする表示装置。